

□2、求職活動申立書

③

年 月 日

以前の勤務状況	☐ 退職日 年 月 日 ☐ 仕事をしていなかった		
活動状況	1 求職活動開始日 ☐ 年 月から ⇒ 2に進む ☐ これから活動をする予定 ⇒ 求職活動計画書（下部）を記入 2 活動内容（複数選択可） ☐ ハローワークもしくは求人サイトに登録している （ハローワークの場合は、ハローワークカードを添付） 【サイト名】 ☐ ハローワークもしくは求人サイトで求人応募をしている （現在 社） 【会社名】 ☐ 会社説明会に参加・採用面接を受けている （説明会 回/ 面接 回） ☐ その他（上記以外の活動内容があれば記入してください。）		
希望職種		☐ 常勤 ☐ パート ☐ その他（ ）	
希望勤務時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分（1ヶ月の希望勤務日数 日）		

求職活動計画書（求職認定は2ヶ月となりますので、2ヶ月以内の計画をお願いします。）

*原則として、同理由での再認定はできません。

月	週	計画	例
初月	1週目		ハローワーク、就職サイト登録
	2週目		会社説明会
	3週目		面談、履歴書提出（数社）
	4週目		面談、履歴書提出（数社）
翌月	5週目		内定
	6週目		就労証明書依頼
	7週目		就労証明書提出（宮代町役場へ）
	8週目		

求職活動状況は、この申立書の内容に相違ないことを申立てます。

また、入所月の翌月末までに就労が確認できず、保育の必要性があると判断できない場合は、
保育の実施を解除されても異議ありません。

氏名（求職者）

□3、育児休業での申請に伴う申立書

保育所等施設の利用が決定・内定した場合は、入所月の月末までに、育児休業前と同じ職場への復職が必要となります。復職後改めて就労証明書をお取りいただき、入所の翌月末までに子育て支援課へ提出してください。
（やむを得ない事情で同じ職場への復職ができない場合は、復職が出来ないことが分かった時点で役場へご相談をお願いいたします。）

ただし、下記の事情により、入所月末日までに復職できない場合は、チェックを付してご提出ください。
（この場合の復帰期限は、入所月の翌月15日とさせていただきます。）

【翌月15日まで復職延長を希望する場合】

☐勤務先の都合で月初めの復帰となるため、慣らし保育の期間が必要

☐その他（ ）

※その他の方は、内容を伺った上で、町が判断させていただきます。

※育児休業給付金支給決定通知書または送金通知書（ハローワークまたは共済組合発行）を添付してください。

【同意欄】

- ☐ 保育所等施設の利用開始が決定した場合は、**育児休業前と同じ会社に、上記期日まで**に復職します。
- ☐ 復職した際は、復職したことが分かる就労証明書を**入所の翌月末までに**提出します。
- ☐ 提出期限内に育児休業前と同じ会社への就労が確認できない場合は、利用開始翌月末で退所となる場合があることを了承します。退所となる場合は、本通知を退所届といたします。

上記の内容に同意します。

年 月 日

保護者氏名（育休取得者）

□4、妊娠・出産申請申立書

※妊娠・出産の理由により申請された方の認定期間は、出産予定日の産前8週の属する月初～産後8週の属する月末となります。

申請書に、母子手帳の表紙、予定日記入欄の写しを添付してください。

出産後は出産日から起算して8週目の最終日が属する月の月末で退所となり、期間の延長はありません。

認定期間終了後に就労の理由で入所を希望する場合は、退所後に再度申請していただくことになります。

上記の確認事項について確認しました。

年 月 日

保護者氏名（母）_____